

船舶事故調査（遊漁船第八大進丸乗揚）について
（経過報告）

令和8年2月19日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和7年3月15日、三重県鳥羽市小築海島^{こづくみじま}東側の岩場において発生した船舶事故（遊漁船第八大進丸乗揚）について、令和7年3月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に事実の確認や分析を進めるとともに、関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本事故調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本事故調査は、本事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

1. 船舶事故の概要

令和7年3月15日14時37分頃、航行中の遊漁船第八大進丸（以下「本船」という。）が、小築海島東側の岩場に乗り揚げた。

本船は、船長及び釣り客2人が重傷を、釣り客10人が軽傷を負い、船首部に破口等を生じた。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和7年3月17日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに、関係者からの口述聴取、本船の航跡、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客12人を乗せ、三重県志摩市大王崎沖で遊漁を終えた後、愛知県知多郡南知多町豊浜港に向け約18ノットの対地速力で航行中、令和7年3月15日14時37分頃、小築海島東側の岩場に乗り揚げた。

船長及び釣り客12人は、付近を航行中の2隻の僚船によって救助された。

その後、本船は、本船の所有者（釣り船業者）による豊浜港へのえい航中に、小築海島
北方沖で沈没した。

(図1 参照)



図1 事故発生場所概略図

(2) 本船の主要目

総 ト ン 数	18トン
船 舶 番 号	AC2-3809 (漁船登録番号)
船 舶 所 有 者	個人所有
L × B × D、船質	14.86m × 4.68m × 1.62m、FRP
機 関、出 力	ディーゼル機関、670kW
進 水 年 月 日	平成13年10月11日



写真1 本船 (本事故前)

(3) 人の死傷

重傷3人 (船長及び釣り客2人)、軽傷10人 (釣り客)

(4) 船舶の損傷

船首部船底に破口等 (詳細は本船が沈没したため不明)

(5) 気象・海象

事故発生場所の南西約12kmに位置する地方気象観測システム (鳥羽アメダス) の観測値は、次のとおりであった。

3月15日14時30分 風速5.8m/s、風向 北北西

本事故時、付近を航行していた僚船の船長の口述によれば、天気は雨であった。

4. 今後の調査

本事故の原因及び本事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、本船が乗り揚げた経緯など、更なる事実情報の収集、分析のほか、関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本事故の原因等の調査を進める。